

であり、例年実施しております都市基盤整備工事につきましては、通常ベースに微増という状況であります。

今回の予算の大きな特徴は、前に述べましたとおり、「市民主体のまちづくり」に重点をおいた編成であり、主要事業九十四件のうちハード事業十六件に比べ、ソフト事業七十八件と圧倒的に多くなっております。この状況からも、広い意味での市民生活への直接的・間接的な援助を盛り込んだ予算編成であると、確信しております。

なお、介護保険制度における低所得者層の負担軽減措置につきましては、国が定めた保険料の減免基準をさらに弾力的に運用できるように介護保険条例上に独自の規定を設けたほか、介護サービス利用者負担の軽減のため、在宅サービスの主要三事業である訪問介護、訪問入浴及び通所介護について、国の定める負担軽減事業に上乘せ拡大して、本来給付額の一〇％本人負担であるところを無料から三％の負担への軽減を、昨年四月の介護保険スタートから実施しているところでもあります。

次に、東部地域の市町村合併についてであります。

「東部地域の市町村合併について地域の意見を聴く会」の際に、「他の市町村と合併協議会をつくって、合併したメリットを独自に提示し、住民に判断してもらいたい」と述べたとマスコミにより報じられたとありますが、この点については誤解があるようですので私の真意を述べさせていただきます。

会の席上、多くの参加者から、現状では合併に関しての判断材料が少なく、メリットやデメリットなどが分からないとの声が圧倒的でありました。参加者が発言したとおり、市町村合併は多くの問題や不確定な部分があり、短絡的に結論が出る問題ではありません。

えております。この意味で私の申し上げたことは、法定の合併協議会を設置することでなく、前段としての研究会や協議会を示したものであります。先の、議会でも申し上げました通り合併の前提としてあるのはあくまでも市民の意志であり、私自身の政治姿勢の基本にいささかの变化も有りませんで、ご理解をいただきたいと存じます。

また、国における地方交付税特別会計を見ると多額の赤字を抱え、算定基準の簡素化すなわち交付税のカットは避けて通れない状況にあります。この様な厳しい状況に真剣・真摯に対応し、都留のまちづくりをどう進めて行くべきか総合的な研究や検討をすべき必要を感じております。

市町村合併についても研究会や協議会により研究を進め、市民の皆さんに積極的に多くの情報や資料を提供すべきであり、当然その責任もありません。少なくとも、今の段階で合併すべきかどうか、市民の皆さんに尋ねてみても、返答は難しいのではないかと考えております。会の中で参加者が言われたとおり、判断材料が無いからであり、そのためにもまず、研究会や協議会において、合併についてメリット・デメリットを真剣に検討すべきであります。

そこで出された結論を、情報として市民の皆さんに公表し議論することが民主的な方法であると考え

降雪マニュアルについて

問

一月二十六日から二十七日は実に三年ぶりの記録的な積雪となりました。それも三年前と同じようにその前に二度の積雪があった上の六十センチメートルにもおよぶ積雪で、市民生活に大きな影響がありました。しかし、

治体からも注目されています。これが大きな役割を發揮したことを評価しつつ、二、三意見を述べたいと思います。まず、十五センチ、三十センチ、六十センチという降雪量の区分と対応が適切かどうかという問題です。今回の積雪は消防本部の発表でちょうど六十センチとされました。場所によっては七十センチという市民の声もありました。もちろんピツタリ六十センチでなければというような機械的な対応はしらないと思いますが、五十センチなら豪雪ではないのかという意見もあり、検討が必要かと思えます。

次に、「マニュアル」では災害弱者対策、通学対策、ごみ処理など、主として三つの対策が立てられています。やはり通常の市民生活の回復のための中心は重機による業者の除雪作業です。市民の意見もここに集中しています。地域によつては除雪が遅いという苦情がありました。全部の地域が終わるのに一週間を要しましたから、早いところと遅いところの差ははるわけですが、それが納得のいくものでなかった場合、どこに原因があるのかという問題です。職員の見解でわかったことですが、国、県、市とそれぞれが同じ業者に委託している、くわえてスパーやパチンコ店なども委託する、これでは市のマニュアルどおりに除雪が進まないのは当然です。

この点では二つのことが必要と考えます。一つは国、県などとの協議です。窓口を一つにし、市内の道路の除雪計画を市に任せるよ

う要求すべきです。もう一つはスパーやパチンコ店と協議し、除雪時間帯を統一することです。こうした問題を解決しない限り、結局除雪順序は業者まかせということになります。まず、この点での考え方を問うものです。次に、開会日に専決処分の承認をしまして、四千二百万円の使用については、都留市では災害といった場合、これまでは台風によるものが億単位になりました。台風はここ二十年近くありませんが、一九八二年、八三年と連続して被害がありました。今回の被害額はそれに次ぐもので、単独事業としてみれば大きな事業です。雪国でないため通常の予算には計上しにくく、市としては特殊な出費といわなければなりません。この点では郡内の市町村は同様な条件のもとにあります。また、その単価については開会日に一時間当たり二万百円と報告がありました。これが高いか安いかは意見の分かれるところですが、委託された業者の多くは零細であり、「この仕事を受けないですめば受けたくない」というのが本音だと思えます。郡内の市町村が足並みをそろえて、単価の見直しを含めて、国・県に予算要求をすべきではないでしょうか。

市「マニュアル」は周辺の自

こうしたことをふまえて、マニュアルには業者の受け持ち範囲を色刷りで明示することを求めます。これはすでに忍野村で実施していると聞きます。「マニュアル」には業者の受け持ち範囲を路線名で記してありますが、路線名は議員

でもよく分かりません。ましてや市民には分からず、除雪が遅くなつた場合、イライラがつのります。また、地域によって業者の数にばらつきがあり、適切な配置でない

と除雪が遅れる地域もです。より合理的な計画となるために、いま一つの工夫を求めます。

くりかえしになりますが、今年の豪雪は三年ぶりとはいえ、いつまたあるか予測できません。その点からもこれは災害だという認識が必要で、その被害を最小限に食い止めることが必要です。あらゆる場面を想定して万全を期すことが必要という立場から、答弁を求めます。

答 平成十年一月の豪雪を教訓に作成しました「降雪対応マニュアル」につきましては、今回の豪雪対応に当たり、市民の皆様から貴重なご意見やご提言が数多く寄せられており、今後の「降雪対応マニュアル」見直しの参考

といたしたいと考えております。さて、降雪量の区分と対応が適切かどうかという問題であり、今回の豪雪に当たり本市の対応は、一月二十七日の午前九時二十分に大雪警報が発令されたので、産業・建設部長を本部長とする「除雪対策本部」を設置し除雪体制の強化に努めたところであり、その後、午後十二時三十分

に夕方までの総降雪量が五十から七十センチメートルに達すると、の気象予報が出されたため、午後一時には積雪量が二十七センチメートルでありましたが、除雪対策本部から助役を本部長とする「豪

雪対策本部」に移行し、市民の皆様には防災行政無線により雪害の注意や除雪の協力を呼びかけるなど、諸般の対策を講じたところであり

ます。このように降雪量の数値はあくまでも本市が対応をする上での目安であり、雪害対策は、そのときの状況、今後の気象予報などを勘案し、市民生活に著しい影響を及ぼす恐れがあると予測される場合には、「降雪対応マニュアル」に基づき、早め早めに適時・適切な対応をまいりたいと考えております。

一方、降雪の際、市道と重複して国、県道の除雪委託業者が道路の性格上国道、県道、市道の順に除雪を考へるのはやむを得ないものと思われませんが、極力、国・県道と重複しない業者に市道の除雪を委託するよう路線の見直しを行なうと共に、業者に対して民間の除雪に優先し公共用道路の除雪作業を迅速に行なうよう再度の要請を行ってまいります。

また、除雪経費の財源補填につきましても、国・県の補助制度はなく、地方交付税の特別交付税による算入を期待するしか方法がないわけですが、今後は、郡内各市町村と連携をとり、重機借上単価などの統一性の検討も行なうたうえで、特別交付税による一層の財政支援を、要望してまいりたいと考えております。

最後に、業者の受け持ち範囲を色塗りで明示し、市民に判りやすくしたらどうかとご質問ですが、「降雪対応マニュアル」に

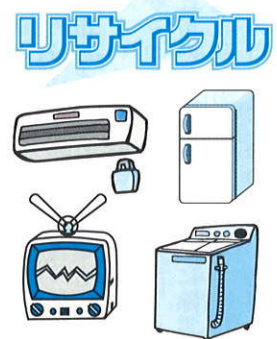
基づく迅速な除雪を行ない、市民生活を平常に戻すため、除雪すべき道路の再検討と合わせて検討してまいり考えてあります。

今後とも、様々な場面を想定し「降雪対応マニュアル」を改定し、市民の皆様のご協力をいただく中で豪雪等に素早く対応できるように努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

家電リサイクル法 施行について

問 四月から「特定家庭用機器再商品化法」いわゆる家電リサイクル法が実施されます。これによって消費者は収集・運搬費用にくわえて冷蔵庫で四千六百円、エアコン三千五百円、テレビ二千七百円、洗濯機二千四百円をそれぞれ廃棄したり買い替えするときに負担することになります。しかし、これはメーカーが決めた額です。市も三月の広報でとりあげ、市長もその周知のために二月から説明会を開催してきたと報告されています。ごみの減量化、資源の有効利用・リサイクルは当然必要なことですが、この法律の実施を前にして、消費者や小売店からさまざまな疑問が出ています。そうした声を上げてみますと、「なぜ、家電

なのか、業務用はなぜ対象にしないのか、収集運搬料は本当に小売業者が消費者からもらえるのか、逆にメーカーが小売業者に支払うべきではないか、さらに、産業廃棄物はタイヤ、ベッドなどたくさ



んある」など、片手落ちの法にたいする反発は大きなものがあります。また「製造責任を問うために、リサイクルにかんする費用は、メーカーが負担するのが妥当」という意見や、「不法投棄が心配」という意見もあります。小売店では量販店がサービスとしてこれらの費用を取らなかつたら太刀打ちできないと、いまださえ困難になっている営業のいっそうの危機を訴えています。

広報ではリサイクルプラントにむけた製造業者の義務が示されていますが、その内容がいまいちな上、リサイクル費用の負担は消費者に押しつけられています。こうした点をふまえて、私は製造責任を問う法の改正が必要だと思えます。まずこの点について市長の見解を問うものです。

そのうえで、いまの時点で問題になるのは、市として不法投棄に

市民の負担をどうするのかという問題です。これまで、四品目は粗大ごみとして無料で収集してしましたから、冷蔵庫でいえば収集運搬料ともで一気に六千七千円もの負担増になります。市はたんに法律の周知を図ればよいというものではなく、本格的に不法投棄対策をこうじるべきではないでしょうか。また、市としてたとえば生活保護世帯など、低所得者の軽減策を検討すべきではないでしょうか。

答 我が国におきましては、物質的豊かさや利便性を優先させた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造やそれに慣れしてしまった国民のライフスタイルの見直しに向け、資源の有効活用をはかるために、第一に何よりも廃棄物を減らすこと（リデュース）、第二に製品や部品を出来るだけ繰り返しつかうこと（リユース）、第三に繰り返し使えないものは資源としてリサイクルすること、最後に利用出来ないごみは適正に処分することを基本として、廃棄物対策とリサイクル対策を総合的・計画的に推進するため「循環型社会形成推進基本法」を昨年五月に制定するとともに、七本の個別法が改正、制定されました。

一つは排出者の責任の強化を図る「廃棄物処理法」、二つには生産者の責任の強化を図る「資源有効利用促進法」、三つには不法投棄される廃棄物の大部分を占める建設廃棄物のリサイクルの推進を図る

「建設リサイクル法」等であります。

この七本の個別法のひとつとして家電リサイクル法が制定されました。その目的は「製品などが廃棄物になることを抑制する製品を出るだけ資源として再利用する、循環的な利用ができなくなった廃棄物は、適正な処分を行う」ことで資源の有効利用や環境への悪影響の低減を図ることとし、現在冷蔵庫・テレビ・エアコン・洗濯機等の四品目が対象とされているとあります。

これら四品目については、今まで粗大ごみとして収集し、破砕後可燃・不燃に分別してそれぞれ処理をしておりましたが、価値ある資源物が多く含まれているうえ、一般家庭への普及率が高いこと、将来リサイクルを想定した設計に変わって行く可能性が高いこと、小売業者が配送をしており帰りの車を利用してスムーズな回収ができること等の理由から家電リサイクル法の対象とされたものであります。

なお、業務用の洗濯機、冷蔵庫等につきましては、平成三年の廃棄物処理法の改正により適正処理困難物制度が創設され市町村は処理が困難な一般廃棄物ついて製造・販売業者等の協力を求める事が出来ることとされておりますので、業務用の洗濯機・冷蔵庫等の処理につきましては引き続き製造、販売業者へ処理をお願いしてまいります。

また、製造業者等の責務としては、家電リサイクル法では廃棄物発生抑制及び循環型資源の循環

的な利用や適正処分がしやすいように製品の設計を工夫すること、製品の材質または成分の表示を行うこと、製品の特性等に応じ適切な役割分担の下で、廃棄された製品について生産者が引き取りやりサイクルを実施することとされていることから、各地区の説明会の中で、製造業者・市民の責務につきまして市民の皆様にご理解とご協力をお願いしているところであります。

また、家電リサイクル法による四品目につきましては法の施行に伴い、不法投棄される懸念もありますので、条例に基づく美化推進指導員の協力をいただき指導・監視を強化してまいりたいと考えております。

また、昨年郵便局等に通報協力をお願いしたところでありましたが、富士急都留中央バス株式会社、各タクシー会社等民間事業者にもなお一層の通報協力をお願いしてまいりたいと考えております。

更に、家電リサイクル法の説明会を二月十三日の宝地区から三月十六日までの十三日間開催し、全地区の市民の皆様方にご理解をいただくなかで、不法投棄の監視についてもお願いしており、不法投棄の防止に向けて取り組んでまいります。

なお、低所得者世帯等に対するリサイクル料金の軽減につきましては、軽減措置と家電リサイクル法の趣旨との整合性や実施の状況を踏まえ今後、検討させていただきますと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

防災計画について

問

一月二十七日の大雪は三年前の積雪を上まわり、しかも、昼間降ったため雪が車に展圧され除雪に大変手間取り、市も大きな金額が除雪費として計上されました。

その翌日、私は所用のため市内を歩きましたが、市の職員が各分担毎に除雪作業をしているのを目のあたり見て、日曜日にも拘わらずよく出勤しているのに対して、まず敬意を表したものであります。

私は、家を出る際、この大雪に対する市の防災計画を一通り見ましたが全く簡単なものでした。その先程の言葉が出たわけです。その後、降雪対応マニュアルを見て領けるものがありました。このマニュアルを受けとる時、降雪だけでなく多くの防災に関するマニュアルを作成すると担当部長より聞きましたが既に作業に入っていると思います。急いで貰いたいと思います。

そこで私は、数回に亘りまして大学裏の防災について問い糺して来ましたが、その度毎に未曾有という事があると警告しております。当然それも防災計画に入れるべきだと思いますが、すでに出来ているかお尋ねいたします。また、補正予算を見る限りでは各出先機関の除雪費が計上されて居りますが、各、小・中学校は計上されておられません。この事は慣例で聞くとところによりますと、各

小・中学校で思い思いの業者に託していると感じますがその点についてお尋ねいたします。

答

本市の地域防災計画につきましては、災害対策基本法に基づき毎年、都留市防災会議を開催し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るための防災に関する計画として作成しているものであります。この地域防災計画には「雪害予防に関する計画」が定められており、議員ご指摘のとおり、雪害対策の概要のみを記載したものであります。そのため、本市では平成十年の豪雪を契機に、より具体的な対応を定めた「降雪対応マニュアル」を平成十年十一月に作成したところであります。

今回の豪雪対策に当たって降雪対応マニュアルによる機敏な対応により、市民の皆様から評価をいただいたところでありますが、その際、貴重なご意見やご提言を数多くいただいておりますので、それらを参考にし、より実効性の高いマニュアルに改正してまいりたいと考えております。

現在、本市では災害についてのマニュアルとして「降雪対応マニュアル」の他に「防災マニュアル（市職員用）」「自主防災会マニュアル」の三つが整備されておりますが、大学裏の防災につきましては、本年八月に開催される防災会議において、関係機関と現地調査を行うとともに、今後は、より広範囲な災害対策を実施していくためにも現在のマニュアルの充実、あるいは必要に応じて新たなマニュアルを作成してまいりたいと考えて

おります。

次に、小中学校の除雪につきましては、教職員をはじめとして、PTA、自治会・消防団の皆様のご協力により、通学路の安全確保を図っていただいております。

また、校内においては、通学路に支障のある部分を中心に除雪をしており、校庭などは、自然融雪を待つて対応している状況であります。今回の豪雪により地元業者のご厚意により除雪いただいた学校もあることから、今後の「降雪対応マニュアル」の見直しの中で検討してまいりたいと考えております。

なお、出先機関の除雪につきましては、文化会館・ふるさと会館などの施設は、除雪量が多く利用者の利便を早急に対応するため業者に委託いたしました。その他の施設については職員による人力除雪により市民への便宜を図ったところであります。

谷村トンネルの凍結

問題について

問

都留トンネルの入り口、外か二カ所にすでに国道一三九号線のため看板があります。通称国道バイパスは、既に一部は国道になっている訳です。この国道は何時から国道になり、その国道の距離は、何メートルになっているかお伺いいたします。

したがって現在、国道と称されていますが道路はどこからどこまでが県道か市道になっているかをお

尋ねします。

市が議会挙げてその実現を願う近隣の町村にもお願いして委員会を設立いたしました。インターチェンジの委員会としても、この都市計画の延長線上に都留インターチェンジが置かれると聞いております。そうなりますと、益々この道路の重要性が増してくる訳でございます。谷村トンネルは、大学へ行くにも、また振興事務所へ行くにも保健福祉センターへ行くにも直接行けるような重要な所ではないかと思えます。国道へ新しくなる通じるためにも、この谷村トンネル凍結をいつ解除するか、また、当然解除すべきだと思っております。ご参考にして市長の考えをお伺いいたします。

答

一般国道一三九号都留バイパスにつきましては、十日市場関山産葉付近を起点として、田野倉大原橋を終点とする九・六キロメートルを昭和五十二年十二月一日都市計画決定し、事業着手されてきたことによりまして、昭和六十三年三月に市道天神通り線に接続する金山神社入口線交点から、谷村第二小学校付近までの二キロメートルが、さらに、平成五年八月、谷村第二小学校から県道戸沢・谷村線に接続する〇・四キロメートルがそれぞれ供用開始されてまいりました。一方市街地を通る国道につきましては、都留バイパスの全線開通がなされていないことから県道移管はされておらず、従来通り国道一三九号として、供用開始しているバイパスと合わせ国土交通省の管理となっております。

ます。

ご質問の国道都留バイパスに通じる谷村トンネルにつきましては、山嶺で分断されている谷村地区と法能地区とを結び、地域間の交流を活性化させるとともに、国道と都留バイパスを接続する道路交通網として、将来の都留市発展のために、必要な幹線道路であること認識いたしております。

しかしながら、大変厳しい財政状況の中で、上下水道の整備やごみ処理施設の建設、ごみの最終処分場の確保、インター関連事業など都市基盤に係わり、計画的に早期に取りくまなければならない事業や課題が山積しておりますので、それらの進捗状況や谷村トンネルに対する市民の皆様のご意見等も踏まえ、関係方面と調整を重ねながら検討してまいる所存でありますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

芭蕉月待ちの湯

について

問

「芭蕉月待ちの湯」は、開設以来、多くの人々から親しまれ大変好評を得ております。しかしながら、最近訪れた人々から当初の時のように肌がヌルヌルする事が相当減ってきました、と言うことをよく聞きます。このことについて、まだ他にもいくつか苦情がきておりますが、市は有益の大きさに対して、このような苦情を聞いたことがあるかどうか、また、湯量及び湧出量が減つ



「芭蕉・月待ちの湯」

たから温泉のヌルヌルが減ったのではないかと、私は考える訳でございます。たまに入つた人は一丁気になりませんが、常に社会はこのようなことを言っている訳でございます。

好評を得ている時です。十分な対応を図って貰いたいと思っておりますので、その点についてお尋ねいたします。

答

昨年の七月二十六日にオープンいたしました「芭蕉月待ちの湯」は、市民の皆様をはじめ多くの方々に大変ご好評をいただいております。本年一月二十四日に入館者が五万人を達成したところであります。

オープン以来、市民の皆様に見られる施設となるよう「ご意見箱」を設置し、入館者からご意見やご提言をいただいております。その意見の多くは、おおむね好評であります。利用者が多いことから休憩室の規模に不満の声が寄せら

れている状況であります。

そのため、現在、有料の休憩室として南側の部屋を一般の休憩室とし、売店北側に有料の休憩室を増設し、施設の整備を図つてまいる考えであります。

「芭蕉 月待ちの湯」の泉質は、水素イオン濃度が九・六六と極めて高い、高アルカリ性温泉であり、入浴者には心と身体の癒しを満喫していただいております。

なお、湧出量は、関係技術者等の意見を聞く中で、長期的に安定した湧量を確保するため、オーブ

ン以来一日平均八十トンで営業しており、それにより井戸も安定した水位を保っている状況であります。

議員ご指摘の泉質の変化につきましては、特にご意見は寄せられておりませんが、今後ともご意見を真摯に受け止め、泉質を含めた施設全体の管理に細心の注意を払い、心と体に安らぎを与える健康増進施設として、より多くの市民の皆様方にご来館いただき、末長く愛されるよう努力してまいる所存でありますのでご理解をお願い申し上げます。

意見書

市議会は3月23日の本会議で「介護保険制度をはじめ、社会保障制度の抜本改善に向けた国の財政措置を求める意見書」など意見書3件を可決し、国会、政府関係機関あて提出しました。

送付した意見書は次のとおりです。

- 介護保険制度をはじめ、社会保障制度の抜本改善に向けた国の財政措置を求める意見書
- 食品の安全性確保の強化を求める意見書
- 高齢者及び障害者の雇用促進を求める意見書

市議会ひとくちメモ

意見書とは

地方自治法第九十九条では、「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」とされており、議会が広く国会又は関係行政庁（各大臣や知事など）に意見書を提出する機会を与えています。

議会には、住民の代弁機関であり、当該団体の公益に関する重要な事件について、住民の代表として傍観するのではなく、何らかの意思を法的に表現することを目的に認められたものです。

平成十三年 度 各 会 計 予 算 原 案 ど お り 可 決

三月二日の本会議において、平成十三年 度一般 会計 予算 ほか各 会計 予算 十七件が、同日の本会議において設置されました予算特別委員会に付託され、次の日程で審査が行われました。

▽三月十五日午前十時～午後三時 四十四分

▽三月十六日午前十時～午後三時 四十五分

▽三月十九日午前十時～午後十二時二十九分

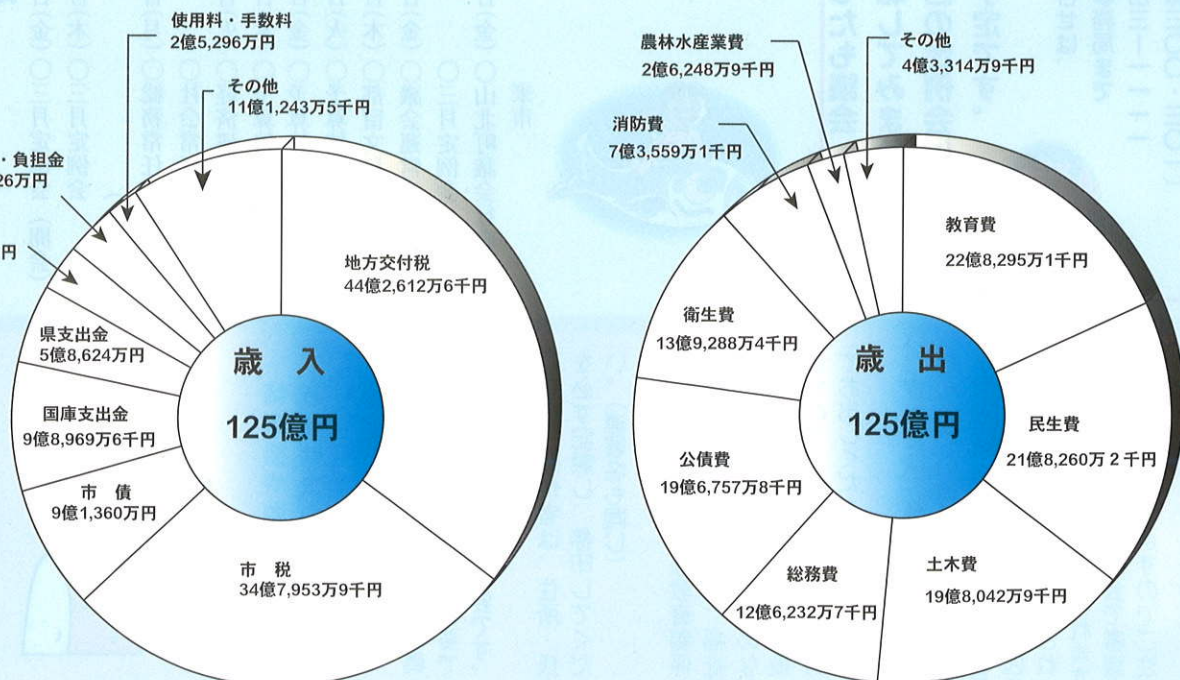
予算特別委員会での審査の結果は、三月二十三日の本会議で、安田久男委員長から「平成十三年 度 予算 審査 について、審査の過程において指摘された数々の要望、あるいは意見等については、今後における予算執行の面において反映されるよう望む」との報告がなされ、原案どおり可決されました。

平成十三年 度 重点 施策 の あらまし
「健康で生きがいのある市民の暮らしの実現」
を 目 指 して

- 一、健康でいきいきと暮らせる長寿の地域社会 四二三、五〇九千円
○市民一人一人の生活を重視したきめ細かな健康づくり支援策の推進と環境づくり等
- 二、自己実現を支援する文化・学習・スポーツ 三六四、三二二千円
○学校教育環境の変化に対応できる教育活動・施設整備の充実等
- 三、新しい時代を支える社会基盤 一、一五三、七〇二千円
○市民生活に密着した身近な基盤整備の推進等
- 四、時代の変化に即した地域産業の振興 八四、〇四〇千円
○地域経済活性化を目的とした観光・商工業活動等の積極的な推進等
- 五、快適な自然と共生するゆとりの生活環境 二、九六八、一九六千円
○「まちをきれいに条例」に基づくごみ散乱・不法投棄撤廃の推進等
- 六、交流をさかんにするネットワーク 一八、八七三 千円
○国内外友好都市恒常的な交流による地域づくりの推進等
- 七、新しい時代を創る多彩な市民 四〇、八六四 千円
○男女共同参画社会の実現を目指した「宣言都市」としての理念に基づく啓発事業の展開等
- 八、未来を拓く行財政運営 一〇四、七一九 千円
○高度情報化社会に対応する行政事務情報化の計画的推進等



一 般 会 計



人事

収入役に

花田 敬一 氏

三月二十三日の本会議で、収入役の選任について、議会の同意を求め、議案が上程され、満場一致で花田氏が同意されました。

○都留市上谷三丁目三番二十二号
花田 敬一
昭和十七年八月二十一日生



固定資産評価審査

委員会委員に

秦 稔一 氏

三月二十三日の本会議で、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求め、議案が上程され、満場一致で秦氏が同意されました。

○都留市鹿留二二八番地
秦 稔一
昭和十一年一月十二日生

案件

鹿留山恩賜県有
財産保護組合議
会議員の選挙

三月二十三日の本会議において次の六名の方が指名推薦により当選されました

○鹿留六二七番地

伊藤 方正

○桂町一三三五番地一

藤江 榮一

○十日市場十番地三

齊藤 勇

○鹿留一六四五番地

安富 瀧造

○境一三一番地

杉田 弘

○夏狩一五八番地

木口 貞夫



議会 日誌



一月

4日(木) ○仕事始の式

7日(日) ○消防出初め式

17日(月) ○第二二〇回山梨県市議会議長会定期総会

26日(金) ○秋篠宮殿下・妃殿下来市(第五十六回国民体育大会秋季大会お成り)

30日(火) ○「都留市・秋山村・道志村」議員新年互礼会

8日(木) ○議会運営委員会研修(三田市)

13日(火) ○全国高速自動車道市議会協議会定期総会(東京都)

14日(水) ○広域行政圏市議会協議会第三十二回総会(東京都)

15日(木) ○第七十回評議員会(東京都)

28日(水) ○議会運営委員会

三月

2日(金) ○三月定例会(開会)

8日(木) ○三月定例会(一般質問)

12日(月) ○総務常任委員会

13日(火) ○社会常任委員会

13日(火) ○経済建設常任委員会

15日(木) ○予算特別委員会

16日(金) ○予算特別委員会

19日(火) ○予算特別委員会

22日(木) ○都留文科大卒業式

23日(金) ○議会運営委員会

30日(金) ○三月定例会(閉会)

30日(金) ○山北町議会行政視察来市



あなたも議会(本会議)を傍聴してみませんか。

次回の定例会は六月に開会予定です。

お問い合わせは、

議会事務局まで

電話四三一一一一

(内線三〇〇・三〇一)



請願や陳情は、
早めに準備



請願書や陳情書を提出する際は次のことにご注意ください。

○請願書には必ず紹介議員の署名または記名押印が必要ですが、陳情書の場合は不要です。

○請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し、捺印してください。(連署名も同じ)

○内容が、たとえば教育関係と道路関係が一緒のもの、福祉関係と税務関係が一緒のものなどについては、別の委員会で扱いますので、なるべく別々に分けてお出しください。

○提出日は、特に定めてありませんのでいつでも差し支えありませんが、定例会(三月、六月、九月及び十二月) 招集日の四日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されます。それ以降は、次の議会で審議されることとなりますのでご注意ください。

